

第 2 2 0 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 8月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成26年 7月24日付け26市経住第 122号における請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由とした非公開決定（以下「別件処分」という。）はありえず、住民票の写し交付申請書に任意提出されている代理人（金融機関）と復代理人（名古屋市あてに交付申請書を出した業者）が締結した「個別契約書」に対価を推認可能の金額が記載されていると思うので再請求する。復代理人である業者が対価を得て行っている場合の「対価」について。

- 2 同月20日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成26年 6月16日付け26市経住第86号で実施機関から愛知県行政書士会会長あてに出した質問状（以下「本件質問状」という。）の文中に「対価」をうたっているので、当然に熱田区役所内名古屋市証明書交付センターから入手した文書に基づいて質問文を作ったはずで、「対価」を確認した文書の存在は確実である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件質問状は、行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）の規定につき、一般的な解釈をご教示いただくために質問文を作成したもので、異議申立人が主張している「対価」を確認したうえで作成したものではない。

また、異議申立人が求めている質問状文中の対価の裏付・判断基準について分かる文書を作成していないため、文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 当審査会の調査によると、次の事実が認められる。

(1) 本件質問状について

本件質問状は、平成 26 年 6 月 16 日付けで、実施機関が愛知県行政書士会会長に対して、下記の事項に係る法の解釈について尋ねた文書である。

NISA口座開設のために必要な住民票の写しの交付申請を、口座開設する者の代理人である金融機関から委任を受けた業者が復代理人として、継続的に反復し大量に行っていることについて、復代理人である業者が対価を得て行っている場合、当該請求行為は行政書士以外の者の業務を制限する法の規定に違反するか否か。

(2) 本件公開請求に至る経過について

ア 平成26年 7月14日、異議申立人は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「別件公開請求」という。）を行った。

本件質問状文中「復代理人である業者が対価を得て行っている場合」の対価の裏付・判断基準について分かるもの。

イ 同月24日、実施機関は、別件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として別件処分を行った。

ウ 同年 8月11日、異議申立人は、別件処分を不服として、実施機関に対して本件公開請求を行った。

(3) 本件公開請求について

本件公開請求は、上記(2)ウのとおり、別件処分を不服として行ったものであり、別件公開請求と同一の趣旨の請求であると認められる。

3 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 本件異議申立ての対象となる行政文書は、上記 2(3) のとおり、本件質問状にある「復代理人である業者が対価を得て行っている場合」との記載に関して、対価の裏付・判断基準について分かるものである。

(2) この点、異議申立人は、本件質問状の文中に「対価」をうたっている以上、「対価」を確認した文書の存在は確実である旨主張している。

(3) しかし、実施機関は、法の規定につき、一般的な解釈を確認するために質問文を作成したもので、異議申立人が主張している「対価」を確認したうえで作成したものではないと主張しており、本件質問状の記載からも一般的な解釈を尋ねる趣旨で記載していることが認められる。

(4) 本件質問状が、法の規定につき、一般的な解釈を尋ねるものである以上、実施機関が本件質問状を作成する際に、個別契約書を含む「対価」の裏付・判断基準を作成または取得する必要性は考えにくい。

4 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとす
る実施機関の説明は不合理とまではいえず、他にその存在を認めるに足る
事情も認められない。

5 したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認め
られる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年10月21日	諮問書の受理
11月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月 2日	実施機関の弁明意見書を受理
12月12日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論

	意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
平成27年 1月13日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久